

平成28年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

<b>事業名</b>	保険料追納一時金事業			<b>担当部局庁</b>	社会・援護局			<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始年度</b>	平成19年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	援護企画課中国残留邦人等支援室			新津 浩平			
<b>会計区分</b>	一般会計										
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第13条第3項、第4項				<b>関係する計画、通知等</b>	-					
<b>主要政策・施策</b>	-				<b>主要経費</b>	恩給関係					
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	永住帰国した特定中国残留邦人等の老後の生活の経済的安定を図ることを目的とする。										
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	本事業は、中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けることを可能とするため、帰国前の期間を含めた国民年金の被保険者期間に対応する保険料相当額を「一時金」として本人に支給し、その中から保険料追納額を国が控除し、本人に代わって追納することとしたものである。なお、すでに本人が保険料を自ら納付(拠出)している期間については追納せず、保険料相当額を本人に直接支給することとしている。										
<b>実施方法</b>	直接実施										
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求				
		補正予算	-	-	63	-					
		前年度から繰越し	204	34	17	64					
		翌年度へ繰越し	▲ 34	▲ 17	▲ 64	-					
		予備費等	-	-	-	-					
		計	340	117	83	73	0				
	執行額	79	58	83							
	執行率 (%)	23%	50%	100%							
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度		
	平成28年度の一時金支給決定人数を1人以上とすること。	一時金支給決定人数	成果実績	世帯	17	11	15	-	-		
			目標値	世帯	30	17	11	-	1		
			達成度	%	56.7	64.7	136.4	-	-		
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				
	永住帰国世帯数(前年度実績の80%を当初見込み)	活動実績	世帯	7	6	4	-				
		当初見込み	世帯	11	6	5	3				
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				
	単位当たりコスト = X / Y X:「保険料追納一時金経費」 Y:「一時金支給決定人数」	単位当たりコスト	円	4,647,059	5,272,727	5,533,333	9,000,000				
		計算式	/	79百万円/17人	58百万円/11人	83百万円/15人	9百万円/1人				
平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由							
	引揚者給与費	6									
	引揚者援護費	3									
	計	9	0								

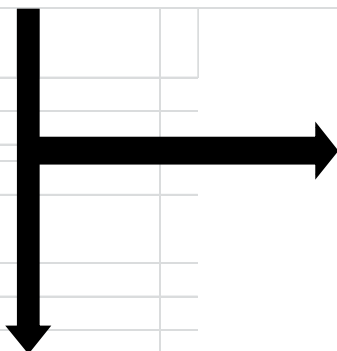
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること(Ⅶ-3)							
	施策	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること(Ⅶ-3-3)							
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		実績値	-	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-	-
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	永住帰国した特定中国残留邦人等に満額の老齢基礎年金等の支給を受けることを可能とする保険料相当額を支給し、老後の生活の経済的安定を図ることにより自立を支援する。								
	改革項目	分野:	-	-					
	KPI (第一階層)	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-
目標値		-	-	-	-	-	-	-	
KPI (第二階層)	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	成果実績	-	-	-	-	-	-	-	
	目標値	-	-	-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									
-									
<b>事業所管部局による点検・改善</b>									
国費投入の必要性	項目	評価			評価に関する説明				
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○			「一時金」の支給は、中国残留邦人等が安定した老後の生活を送るために必要なものであり、国民のニーズがある事業である。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○			本事業は法律に基づき、永住帰国した特定中国残留邦人等の老後の生活の経済的安定を図るために国の責務において保険料相当額を国が本人に代わって追納するものである。				
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○			満額の老齢基礎年金等の受給のための一時金を支給することにより、永住帰国者の自立を支援するという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。					
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-			-				
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無			-				
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無			-				
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-			-				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○			「一時金」の支給金額は、生年月日や被保険者期間によって決まるため、余分な支出は発生しない。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-			-				
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○			「一時金」の支給金額は、生年月日や被保険者期間によって決まるため、余分な支出は発生しない。				
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			-					
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○			「一時金」の支給金額は、生年月日や被保険者期間によって決まるため、余分な支出は発生しない。					

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	成果実績は成果目標に見合ったものである。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は見込みに見合ったものである。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	-	-	-		
点検・改善結果	点検結果	平成27年度は対象者が当初見込みを上回ったため執行率が高くなったが、引き続き必要な経費を精査した上で、適切な一時金の支給を実施していくこととする。			
	改善の方向性	保険料追納一時金事業については、自費により永住帰国した者など当局が情報を有していない者から請求があった場合にも、速やかに審査決定しなければならない事業であるが、今後も予算の精査を行い不用率を減少させるよう努めていくこととする。			
<b>外部有識者の所見</b>					
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>					
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>					
<b>備考</b>					
<b>関連する過去のレビューシートの事業番号</b>					
平成22年度	373	平成23年度	427	平成24年度	373
平成25年度	738	平成26年度	736	平成27年度	752

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
83百万円

【「一時金」(中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金の支給を受けることを可能とするため、帰国前の期間を含めた被保険者期間に対応する保険料相当額を国が拠出するもの)の支給】



【追納一時金】

A 厚生労働省年金局事業管理課(15名)  
54百万円

【中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等を受給するための国民年金保険料納付先機関(保険料追納額を国が「一時金」より控除し中国残留邦人等に代わり追納)】

【追納一時金】

B 中国残留邦人等(9名)  
26百万円

【国民年金保険料控除後の「一時金」※の受給】  
※中国残留邦人等が保険料を自ら納付していた場合、納付している期間については、保険料相当額を当該残留邦人に直接支給。】

( 保険料追納一時金事業に係る事務費  
3百万円  
( 保険料追納一時金事業に係る賃金職員給与) )

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

